

# 令和6年2月16日から、令和5年分の確定申告が始まります

1 保険期間が令和5年及び令和6年のご加入者の方は、下記項目の計上が必要です。

- ①保険料及び付加保険料(事務費)
- ②積立金
- ③保険金・特約補てん金

会計上の取り扱いについては、ご契約のしおりをご覧ください。

2 保険期間が令和5年のご加入者の方は、保険金等見積額算出のご案内をご参照ください。

3 保険期間が令和5年及び令和6年のご加入者の方は、確定申告後、税務申告書類の写しをご提出ください。